

平成26年度農林水産業におけるロボット技術導入実証事業（大規模導入実証）に係る 公募要領

第1 総則

農林水産業におけるロボット技術導入実証事業（大規模導入実証）に係る公募の実施については、この要領に定めるものとします。

第2 事業の内容

本事業は、農林水産分野において、ロボット技術の導入による作業の効率化・省力化・軽労化や農林水産物の品質向上、収量の安定等の効果を実証する取組、ロボット技術をより効果的かつ安全に活用する方法を確立する取組、ロボット技術の活用場を拡大する取組であって、次に掲げるものを行うこととし、アの（ア）、イ、エ、オ、キの（ア）、（イ）については必ず行うこととします。

なお、本事業において導入の対象とするロボット技術は、農林水産物の生産、加工・調製、出荷（いずれも農林漁業者自身が行うもの）のいずれかの段階において、作業の効率化・省力化・軽労化又は農林水産物の品質・収量の向上・安定化に資するロボット技術であって、別紙1に掲げるものとします。

ア 実証検討委員会の設置等

（ア）イ～キの取組を行うための実証計画の検討や実証結果の検証等を目的とした、学識経験者、行政機関、試験研究機関の職員等を招へいして行う実証検討委員会の設置・開催。

（イ）イ～キの取組を行うために必要な有識者からの技術的な指導・助言等を受けるための外部研修会等への参加。

イ ロボット等の導入

（ア）ロボット技術の導入効果を実証するために必要なロボット及び付帯的な機械の導入。

（イ）ロボット技術の活用方法に関する活用者への研修。

ウ ロボット技術を活用するための環境整備

ロボット技術の活用・実証に必要なRTK-GPS基地局の設置、無人走行実証を安全に実施するために必要な進入防止柵の設置や進入路の整備等の環境整備。

エ ロボット技術の生産現場での活用及び効果測定等に必要なデータの収集

（ア）イで導入したロボット等を用いた農林水産物の生産、加工・調製又は出荷。

（イ）導入効果の調査・分析に必要な労働時間、資材費、農林水産物の品質、収量等のデータの収集や、機器の耐久性、安全性等の評価に必要な様々な場面における使用実態の把握。

オ 導入効果等の調査・分析・評価

エで収集したデータに基づく調査・分析・評価を通じた、ロボット技術の導入効果や問題点・課題の解明。

カ ロボット技術の改良

イで導入したロボットの問題点・課題の解決のための仕様変更等のロボット技術の改良。

キ 成果の報告及び普及

(ア) ア～カの取組により実証されたロボット技術の導入効果等に関する報告書の作成。

(イ) ロボット技術をより効果的かつ安全に活用する方法をまとめたマニュアルの作成。

(ウ) ロボット技術の普及のための研修会等の開催や普及啓発資料の作成。

なお、必要に応じて、平成26年度農林水産業におけるロボット技術導入実証事業（実用化に向けた検討、技術者のマッチング、業務分析等）の事業を実施する事業実施主体に対して、実証内容や状況等に関する情報を提供するなど、相互に連携しながら事業を行うものとします。

第3 採択候補者数

本事業の公募に係る採択予定の補助金等交付候補者数は、農業、林業、水産業の各分野について2以上とします。ただし、応募数又は第15に定める補助金等交付候補者の選定に係る審査の結果選定された候補者数がこれを下回った場合にはこの限りではありません。

第4 事業実施期間

平成26年度の交付決定の日から平成27年3月31日までとします。

第5 応募団体等の要件

本事業の応募団体は、民間団体等（民間企業、協同組合、学校法人、独立行政法人等）又は民間団体等、農林漁業者、都道府県、市町村等を構成員とするコンソーシアムとします。なお、コンソーシアムは、必要に応じて構成員の中から補助金に係る全ての手続き等を行う法人格を有した中核機関を選定できるものとします。

応募団体は以下に掲げる要件を全て満たすものとします。

- (1) 事業実施主体となる民間団体等は、本事業に係る経費及びその他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する団体であること。
- (2) 事業実施主体となるコンソーシアムは、定款、組織規程、会計経理規定等組織運営について明確に定めるほか、規約等において一つの手続きに複数の者が関与するなど、事務手続きに係る不正を防止する体制が整備されていること。

第6 事業の成果目標

1 成果目標

成果目標については、単位面積・作業量あたりの作業時間、作業人数、労働強

度、生産コスト、収量又は品質など、ロボット技術の導入による作業の効率化・省力化・軽労化又は農林水産物の品質向上、収量の安定等の効果を測ることのできる指標を設定するものとします。

2 目標年度

目標年度は、事業実施年度の翌年度とします。

第7 補助対象経費の範囲

本事業において補助対象となる経費は、別紙2に掲げる経費のうち、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類等によって金額等が確認できるものに限ることとします。

第8 申請できない経費

- 1 事業実施に直接関係ない経費
- 2 事務所の家賃など事業実施主体の経常的な運営経費
- 3 事業の期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費
- 4 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計に補助率を乗じて得た金額。）

第9 補助金の額

応募のあった金額については、予算及び補助対象経費等の精査により減額することがあります。

第10 補助率等

補助率は以下のとおりとします。

補助対象	補助率
[第2のイの（ア）に係る取組] (※1、2)	
ロボットの導入費（平成27年1月1日時点で市販化されているもの）、付帯的な機器の導入費	1 / 2 以内
ロボットの導入費（平成27年1月1日時点で市販化されていないもの）	2 / 3 以内
[第2のア、イの（イ）、ウ～キに係る取組]	定額

※1. 市販化とは、店頭やインターネットなどで価格を設定されて一般に販売されている状態を指す。

※2. リース契約を行う場合の補助の考え方については、第11に定めるところによる。

第11 リース契約について

ロボットや付帯的な機器を導入する際にリース契約を行う場合にあつては、次に掲げる要件に従うものとします。

- 1 リース料の助成額については、次に掲げる算式により計算し、千円未満を切り捨てた額であつて、ロボットを購入した場合に補助される金額を超えない額とする。

なお、算式中、リース物件価格及び諸経費は消費税を除く額とし、諸経費はリース物件価格の20%以内とする。リース期間はロボット利用者がロボットを借り受ける日から当該リースの終了予定日までの日数を365で除した数値の小数第3位の数字を四捨五入して小数第2位で表した数値とする。法定耐用年数は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)によるものとする。

$$\text{リース料助成額} = (\text{リース物件価格} + \text{諸経費}) \times \text{リース期間 (事業実施期間)} \div \text{法定耐用年数}$$

- 2 リース導入する付帯的な機器の選定に当たっては、可能な限り一般競争入札の実施又は複数の業者より見積りを提出させること等により、事業費の低減を図らなければならない。
- 3 ロボットや付帯的な機器のリースによる導入に対する助成を行う場合にあつては、国は、本事業が適切に行われるよう、必要に応じて、リース事業者の財務状況や過去の実績等の情報についてリース事業者に照会するなど配慮することとする。

第12 事業収支状況の報告

事業実施主体は、事業に係る企業化、本事業に係る特許権等（特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、商標権、意匠権、意匠登録を受ける権利、著作権、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利をいう。以下同じ。）の譲渡又は当該特許権等を利用する権利の設定等、事業を実施することにより発生した収益の状況について、事業実施年度及び事業実施年度の翌年度以降の5年間、毎年、事業収益状況報告書を作成し、毎会計年度終了後90日以内に生産局長等に提出するものとします。

第13 収益納付

- 1 事業実施主体は、事業に係る企業化、特許権等の譲渡又は当該特許権等を利用する権利の設定等により相当の収益を得たと認められる場合には、交付された補助金の額を限度として、以下により算定した額を国庫に納付するものとします。

(1) 本事業に係る企業化により収益が生じた場合の納付額は、次の算式により算定した額とする。

$$\text{納付額} = (\text{収益の累計額} - \text{補助事業の自己負担額}) \times (\text{補助金総額} / \text{企業})$$

化に係る総費用) × 企業化利用割合 - 前年度までの納付額

ア 式中の「収益の累計額」とは、補助事業の成果に係る製品ごとに算出される営業利益の当該年度までの累計額をいう。

イ 式中の「企業化に係る総費用」とは、補助金総額、補助事業の自己負担額及び当該製品の製造に係る設備投資等に要した費用の合計額をいう。

ウ 式中の「企業化利用割合」とは、製品全体の製造原価に占める補助事業の成果物の製造原価の割合をいう。

(2) 本事業に係る特許権等の譲渡又は当該特許権等を利用する権利の設定等により収益が生じた場合の納付額は、次の算式により算定した額とする。

$$\text{納付額} = (\text{収益の累計額} - \text{補助事業の自己負担額}) \times (\text{補助金総額} / \text{補助事業に関連して支出された技術実証費総額}) - \text{前年度までの納付額}$$

ア 式中の「収益の累計額」とは、特許権等の譲渡又は当該特許権等を利用する権利の設定により生じた収益額の当該年度までの累計をいう。

イ 式中の「補助事業に関連して支出された技術実証費総額」とは、補助金総額、補助事業の自己負担額及び当該特許権等を得るために要した補助事業以外の技術実証費の合計額をいう。

- 2 収益納付すべき期間は、補助事業の終了年度の翌年度以降の5年間とします。
- 3 収益納付の期限は、生産局長等が納付を命じた日から20日以内とします。

第14 申請書類の作成及び提出

1 申請書類の作成

提出すべき書類は、別紙3（応募提出資料確認表）に掲げるとおりとします。

2 申請書類の提出期限及び提出先

申請書類の提出期限：平成27年2月4日（水曜日）17時まで（厳守）

提出先：〒100-8950 東京都千代田区霞が関一丁目二番一号

農林水産省大臣官房政策課技術調整班

（電話：03-3502-5524）

3 申請書類の提出にあたっての注意事項

- (1) 申請書類は、別記様式に従い、審査基準に係る項目に留意して作成して下さい。
- (2) 申請書類に虚偽の記載、不備等がある場合は、審査対象となりませんので、本要領等を熟読の上、注意して作成願います。
- (3) 申請書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とします。
- (4) 申請書類の提出は、原則として郵送又は宅配便（バイク便を含む。）とし、やむを得ない場合には持参も可とします。なお、FAX又は電子メールによる提出は、受け付けません。
- (5) 申請書類を郵送する場合は、封筒等の表に「ロボット技術導入実証事業（大

規模導入実証) 公募申請書類在中」と朱書きし、簡易書留、特定記録等、配達されたことを証明できる方法によって下さい。また、提出期限前に余裕を持って投函するなど、必ず提出期限までに到着するようにして下さい。

- (6) 提出後の申請書類については、原則として資料の追加や差替えは不可とし、採用、不採用にかかわらず返却いたしませんので、ご了承下さい。
- (7) 申請書類は、一つの封筒を利用し、書類一式を入れて提出して下さい。
- (8) 提出された申請書類については、秘密保持には十分配慮するものとし、審査以外には無断で使用いたしません。
- (9) 審査に当たり、農林水産省から応募団体に申請内容の確認を行うとともに、関連資料等の追加提出を求める場合があります。また、必要に応じて申請内容に関するヒアリングを行うこともありますので、予め御承知願います。
- (10) 問合せ先は、別紙4に記載しています。なお、問合せ先は、月曜日から金曜日まで（祝祭日を除く）の午前10時から午後6時（正午から午後1時までを除く。）とします。

第15 補助金等交付候補者の選定

1 審査方法

提出された申請書類については、事業担当課等において書類の内容確認、事前整理等を行った後、農林水産省生産局長、林野庁長官、水産庁長官（以下「生産局長等」という。）が別に定めるところにより設置する選定審査委員会（以下「委員会」という。）において、別紙5に掲げる審査の基準等に基づきポイント付けによる審査基準に基づき審査を行い、審査基準に基づくポイントの高い順に採択優先順位を定め、予算の範囲内で事業実施主体となり得る候補（以下「補助金等交付候補者」という。）を選定します。なお、申請書類の提出から過去3年以内に、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）第17条第1項又は第2項に基づき交付決定の取消があった補助事業等において、当該取消の原因となる行為を行った補助事業者等又は間接補助事業者等については、本事業に係る事業実施主体の適格性の審査においてその事実を考慮するものとします。

2 審査結果の通知等

審査の結果については、委員会における最終審査が終了次第、速やかに全ての応募者に対して通知する予定です。

審査結果の通知については、補助金等交付候補者には補助金等交付の候補者となった旨をお知らせするものであり、補助金等の交付は、別途定める必要な手続きを経て、正式に決定されることとなります。

補助金等交付候補者については、農林水産省のホームページ等で公表します。

委員会の議事及び審査内容については、非公開とします。また、審査委員は、審査において知ることのできた秘密について、委員の職にある期間だけではなく、

その職を退いた後についても第三者に漏洩しないという、秘密保持の遵守が義務付けられています。

なお、補助金等交付候補者の決定にかかわる審査の経過、審査結果等に関するお問い合わせにはお答えできませんので、予めご了承下さい。

第16 交付決定に必要な手続等

補助金等交付候補者は、国の指示に従い速やかに、農林水産業におけるロボット技術導入実証事業実施要綱及び農林水産業におけるロボット技術導入実証事業交付要綱に基づき、補助金の交付を受けるために提出することとなっている事業実施計画（地区事業計画）、交付申請書（以下「申請書等」という。）を事業担当課まで提出していただきます。申請書等を事業担当課等において審査した後、問題がなければ交付決定通知を発出します。

なお、申請書等の内容（補助金の額を含む。）については、審査結果又はその他の事情により修正して頂くことがあります。

（注）農林水産業におけるロボット技術導入実証事業実施要綱及び農林水産業におけるロボット技術導入実証事業交付要綱は、平成26年度補正予算の成立後に制定を行います。

第17 重複申請等の制限

同一の提案内容で他の事業（農林水産省又は他省庁等の補助事業等）への申請を行っている場合、申請段階（補助金等交付候補者として選定されていない段階）で、本事業に応募することは差し支えありませんが、他の事業への申請内容、他の事業の選定の結果によっては、この事業の審査の対象から除外され、又は補助金等交付候補者の選定の決定若しくは補助金の交付決定が取り消される場合があります。

第18 事業実施主体の責務等

事業実施主体は、事業の実施及び交付される補助金の執行にあたって、以下の条件を守っていただきます。

1 事業の推進

事業実施主体は、要綱等を遵守し、事業全体の進行管理、事業成果の公表等、事業の推進全般についての責任を負っていただきます。特に、申請書等の作成、計画変更に伴う各種承認申請書の提出、報告書の提出等については、適時適切に行ってください。

2 補助金の経理

交付を受けた補助金の経理（預金口座の管理、会計帳簿への記帳・整理管理、機器整備等の財産の取得及び管理等をいう。以下同じ。）を実施するにあたっては、次の点に留意する必要があります。

（1）事業実施主体は、交付を受けた補助金の経理にあたっては、補助金等に係る

予算の執行の適正化に関する法律、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）に基づき、適正に執行すること。

- (2) 事業実施主体は、補助金の経理を事業実施主体の会計部署等において実施すること。なお、特殊な事情により、当該事業実施主体の会計部署等に補助金の経理を行わせることができない場合は、国内に居住し、各事業実施主体が経理能力を有すると認める者（学生を除く。）に経理を行わせ、公認会計士又は税理士に経理状況について定期的に確認を受けるなど、適正な執行に努めること。

3 取得財産の管理

本事業により取得又は効用の増加した事業の設備等の財産（以下「取得財産等」という。）の所有権は、事業実施主体に帰属します。（事業実施主体の代表者個人には、帰属しません。）

ただし、財産管理、処分等に関しては、次のような制限があります。

- (1) 取得財産等については、交付規則に規定する処分の制限を受ける期間（以下「処分制限期間」という。）においては、事業終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません。（他の用途への使用はできません。）
- (2) 処分制限期間においては、取得財産等のうち1件あたりの取得金額が50万円以上のものについて、補助金交付の目的と異なる仕様、譲渡、交換、貸付等を行う場合は、事前に農林水産大臣の承認を受けなければなりません。

なお、農林水産大臣が承認した取得財産等の処分によって得た収入については、交付を受けた補助金の額を限度として、その収入の全部又は一部を国に納付していただくことがあります。

4 特許権等の帰属

本事業を実施することにより特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、商標権、意匠権、意匠登録を受ける権利、著作権、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利及び育成者権（以下「特許権等」という。）が発生した場合、その特許権等は、事業実施主体に帰属しますが、特許権等の帰属に関し、次の条件を守っていただきます。

また、事業の一部を事業実施主体から受託する団体にあっても同様に以下の条件を守っていただきます。

- (1) 本事業により成果が得られ、特許権等の出願及び取得を行った場合には、その都度遅滞なく国に報告すること。
- (2) 国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求める場合には、無償で当該権利を国に許諾すること。
- (3) 当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特許権等を

相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求めるときは、当該権利を第三者に許諾すること。

- (4) 本事業期間中及び本事業終了後5年間において、事業実施主体及び本事業の一部を受託する団体は、本事業の成果である特許権等について、国以外の本事業の第三者に譲渡し、又は利用を許諾する場合には、事前に農林水産省と協議して承諾を得ること。なお、事業実施主体と当該事業の一部を受託する団体との間における事業成果の取扱いについては、事業開始前に、両者で協議・調整を行って下さい。

5 事業成果等の報告等

事業成果及び交付を受けた補助金の使用結果については、本事業終了後、要綱等に基づき必要な報告を行っていただきます。また、農林水産省は、あらかじめ事業実施主体にお知らせした上で、報告のあった事業成果を公表できるものとしてします。

本事業により得られた成果については、広く普及・啓発に努めて下さい。

また、本事業終了後に得られた事業成果についても、必要に応じ発表していただくことがあります。

なお、新聞、図書、雑誌論文等による事業成果の発表に際しては、本事業によるものであること、論文等の見解が農林水産省の見解でないことを必ず明記し、発表した資料等については農林水産省に提出して下さい。

6 国による事業成果等の評価に係る協力

本事業終了後、次年度以降の政策立案等に反映させるため、事業成果の波及効果、その活用状況等に関して、必要に応じて国による評価を行います。その際、ヒアリング等の実施についてご協力をお願いすることがあります。

第19 公示への委任等

この公募要領に定めるもののほか、公募に関し必要な事項は公示で定めます。公示は農林水産省のホームページ（ホーム>ご意見・お問い合わせ>調達情報・公表事項>補助事業参加者の公募URL <http://www.maff.go.jp/j/supply/hozyo/index.html>）に掲載されます。

別紙 1

支援の対象とするロボット技術

ロボット技術名	技術の内容
自動走行農業機械	<ul style="list-style-type: none"> 衛星測位システム等の技術の活用により、自動で走行、耕うん等の作業を行う技術。(有人で運転・操作をアシストするものであって、新たな技術要素のあるものや無人-有人の複数台を同時走行させるシステム等を含む。)
収穫機及び運搬機の自動化技術	<ul style="list-style-type: none"> 収穫部等の制御技術の活用により自動で収穫する技術。
農業用アシストスーツ	<ul style="list-style-type: none"> 農林水産物の生産過程における持ち上げ、中腰作業等の高負担作業について、作業者の動作を補助する動力を用いた装着型の機械。
いちご収穫ロボット	<ul style="list-style-type: none"> 赤く色づいたいちごのみを選択して、果実に触れることなく、自動で収穫するシステム。
施設園芸の高度環境制御技術	<ul style="list-style-type: none"> 園芸施設の環境制御において、温度や湿度、日射量、CO₂等の複数のセンサーで計測された情報を基に、暖房機や天窓、カーテン、循環扇等の複数の環境制御機器を組み合わせた制御をICTを活用して自動で行うことができるシステム。なお、各種センサーから収集したデータや各種環境制御機器の制御状況等のデータをクラウド等の外部に出力し、システム等の改善に活用することができるもの。
生傷等自動判別ロボット	<ul style="list-style-type: none"> 園芸作物の生傷及び内部腐敗をセンサーで検出・自動判定し、除去する技術。
高性能林業機械自動走行	<ul style="list-style-type: none"> 丸太を運搬するためフォワーダがセンサー等技術の活用により、森林作業道等の一定区間を自動で走行する技術。
自動植林・育林機械	<ul style="list-style-type: none"> コンテナ苗をオペレーターが指定した場所に自動で植栽する作業が可能であり、アタッチメントの交換により下刈りをすることもできる技術。
養殖網清掃ロボット	<ul style="list-style-type: none"> 現在、人力若しくは人による操作により行われている養殖網、船底等の清掃の作業や、海底耕耘の一部若しくは全部を自動で行う技術。
船底清掃ロボット	
海底耕耘ロボット	
その他、農林水産物の生産、加工・調製、出荷 (いずれも	<ul style="list-style-type: none"> 本事業におけるロボットとは、センサー、知能・制御系、駆動系の3つの要素技術を有する

農林漁業者自身が行うもの)
のいずれかの段階において、
作業の効率化・省力化・軽労
化又は農林水産物の品質向
上、収量の安定等に資するロ
ボット技術

知能化した機械システムとする。

- ・ 試作段階又は製品化・導入段階にあるロボッ
トに限る。

別紙 2

補助対象経費

事業に要する経費は、次の費目ごとに整理することとする。

費目	細目	内容	注意点
ロボット等の導入費	ロボットの導入費	事業を実施するために直接必要なロボットの調達・リースに要する経費	<ul style="list-style-type: none"> ・試作段階又は製品化 ・導入段階にあるロボットに限る。 ・ロボットを安全に使用できる段階にあり、具体的な導入効果及び導入可能性が見込まれるものに限る。 ・調達においては、別添1「補助事業における利益等排除の考え方」によるものとする。
	付帯的な機器の導入費	事業を実施するために直接必要なRTK-GPS受信機、GPSオートステアリング、センサー等の付帯的な機器の調達・リースやクラウドシステムの利用等に要する経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ロボット技術の導入効果を実証するために直接必要なものに限る。 ・調達においては、別添1「補助事業における利益等排除の考え方」によるものとする。 ・取得単価が50万円以上の機器については、見積（該当する機械を1社しか扱っていない場合を除き、原則3社以上。）を徴収すること。
備品費		<p>事業を実施するために直接必要な試験・調査備品の経費</p> <p>ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・取得単価が50万円以上の機器及び器具については、見積（該当する設備備品を1

			<p>社しか扱っていない場合を除き、原則3社以上。)を徴収すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐用年数が経過するまでは、事業実施主体による善良なる管理者の注意義務をもって当該備品を管理する体制が整っていること。 ・当該備品を別の者に使用させる場合は、使用・管理についての契約を交わすこと。
事業費	会場借料費	事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	
	通信運搬費	事業を実施するために直接必要な郵便代、運送代の経費	・切手は物品受払簿で管理すること。
	借上費	事業を実施するために直接必要な実証機器、事務機器、ほ場等の借り上げ経費	
	印刷製本費	事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費の経費	
	資料購入費	事業を実施するために直接必要な図書、参考文献の経費	・新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものは除く。
	改良費	<p>事業を実施するために直接必要なロボット技術の改良に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ロボットの部品の調達・製造に係る経費、設計費等 ・謝金、人件費、旅費 	<ul style="list-style-type: none"> ・ロボットの实証現場への適応化や改良のための仕様変更経費に限る。 ・部品、設計費等は物品受払簿で管理すること。 ・謝金、人件費の単価

		<p>の設定根拠となる資料を添付すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体に従事する者に対する謝金は認めない。 ・人件費については、事業を実施する事業実施主体が当該事業に直接従事する者に対して支払う実働に応じた対価（給与その他手当）とする。
	<p>消耗品費</p> <p>事業を実施するために直接必要な以下の経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・短期間（事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う少額（3万円未満）な物品の経費 ・CD-ROM等の少額（3万円未満）な記録媒体 ・試験等に用いる少額（3万円未満）な器具等 	<ul style="list-style-type: none"> ・消耗費は物品受払簿で管理すること。
	<p>資材費</p> <p>事業を実施するために直接必要な種子・苗、肥料等の資材にかかる経費</p>	
	<p>環境整備費</p> <p>事業を実施するために直接必要なRTK-GPS基地局の設置や無人区の製造請負工事費等の環境整備費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・取得単価が50万円以上の機材や工事費については、見積（該当する機械を1社しか扱っていない場合を除き、原則3社。）を徴収すること。
	<p>保険料</p> <p>事業を実施するために直接必要な、農林水産物の生産、加工・調製又は出荷の段階においてロボットを操作する者に対する保険料</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年1月1日時点において市販化されていないロボットを操作する者に限る。
旅費	<p>委員等旅費</p> <p>事業を実施するために直接必</p>	

		要な会議の出席又は技術的指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	調査旅費	事業を実施するために直接必要な事業実施主体が行う資料収集、各種調査、打合せ、成果発表等の実施に必要な経費	
	専門員旅費	事業を実施するために直接必要な事業実施主体が行う資料収集、各種調査、打合せ等を行うための旅費として、依頼した専門員に支払う経費	
謝金		事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> ・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・事業実施主体に従事する者に対する謝金は認めない。
人件費		事業を実施する事業実施主体が当該事業に直接従事する者に対して支払う実働に応じた対価（給与その他手当）	<ul style="list-style-type: none"> ・人件費の単価の設定根拠となる資料を添付すること。
委託費		本事業の交付目的たる事業の一部（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者（応募団体が民間企業の場合、自社を含む。）に委託するために必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> ・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・補助金の額の50%未満とすること。 ・事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。 ・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限る。
役務費		事業を実施するために直接必	

		要であり、かつ、それだけでは本事業の成果としては成り立たない分析、試験、加工等を専ら行う経費	
雑役務費	手数料	事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数料	
	印紙代	事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙の経費	

1. 人件費については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に定めるところにより取り扱うものとする。
2. 上記欄の経費であっても以下の場合にあっては認めないものとする。
 - (1) 本事業で得られた試作品や成果物を有償で配布した場合
 - (2) 補助事業の有無にかかわらず事業実施主体で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルの場合

平成26年度農林水産業におけるロボット技術導入実証事業
(大規模導入実証)
応募提出資料確認票

応募団体名：

チェック欄	提出資料一覧	
	書類の名称	部数
	1 事業実施計画（地区事業計画）（別記様式別添）	5部
	2 応募団体の概要がわかる資料（定款、規約、会計経理規定、パンフレット等）	5部
	3 直近年の決算収支等	5部
	4 事業費の積算根拠となる資料	5部
	5 その他（※必要に応じて）	5部
	6 本票	5部

（注）応募に必要な上記の各資料について、公募要領に基づき記載内容等が整っていることを確認した上で、提出時に、本票のチェック欄にチェック「○」を記入願います。

別紙 4

平成26年度農林水産業におけるロボット技術導入実証事業
 (大規模導入実証)
 お問い合わせ先一覧

お問い合わせ先		電話番号 (直通)
事業全般に関すること	大臣官房政策課技術調整班	03-3502-5524
農業のうち下記を除く技術に関すること	生産局農産部技術普及課 機械開発・安全指導班	03-6744-2111
農業 (農業用アシストスーツ、いちご収穫ロボット、施設園芸の高度環境制御技術、生傷等自動判別ロボット) に関すること	生産局農産部園芸作物課 園芸生産第2班	03-6738-7423
林業に関すること	林野庁森林整備部研究指導課 技術開発班	03-3501-5025
水産業に関すること	水産庁増殖推進部研究指導課 生産技術班	03-03-6744-2031

別紙 5

平成26年度農林水産業におけるロボット技術導入実証事業（大規模導入実証）
審査基準

平成26年農林水産業におけるロボット技術導入実証事業（大規模導入実証）の補助金等交付候補者選定に係る審査基準について、審査項目及びポイントの上限は以下の通りとする。

これに基づき申請ごとに採点（ポイント化）し、ポイントの合計値の高い順から補助金等交付候補者を決定する。ただし、「交付決定取消しの原因となる行為の有無」以外の各審査項目について0ポイントと採点された申請については、ポイントの合計値によらず不採択とする。

審査の項目	採点基準	ポイントの上限	採点
1 事業計画			
事業内容	<p>事業内容は、ロボット技術の導入による効果の検証、ロボット技術をより効果的かつ安全に活用する方法の確立、ロボット技術の活用場面の拡大のいずれかに資する取組となっているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全ての事項の達成に資する取組である=5ポイント ・ いずれも満たさない取組である=0ポイント 	5	
実施体制	<p>事業内容と担当する実施者の対応が明確になっており、それぞれの事業内容を適切に実施できる者が参画した体制となっているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 十分になっている=5ポイント ・ なっていない=0ポイント 	5	
	<p>事業実施主体は、事業を適切に実施することができる経理処理能力を有しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 有している=5ポイント ・ 有していない=0ポイント 	5	
交付決定取消の原因となる行為の有無	<p>過去3カ年に交付決定取り消しとなる行為はないか（農林水産省大臣官房経理課が別に作成する資料等により、事実関係の有無を確認）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ なかった=0ポイント ・ あった=-5ポイント 	0	

2 ロボット技術の有効性			
技術の適合性	導入するロボット技術は支援対象要件（実施要領別表1）に適合するか。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 適合する=5ポイント ・ 適合しない=0ポイント 	5	
技術の内容	導入する技術は、生産現場が抱える問題の解決につながるものであるか。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 問題の解決が期待できる技術である=5ポイント ・ 問題の解決につながらない又は問題との対応が明確ではない=0ポイント 	5	
3 ロボット技術の先進性			
先進性	導入を予定しているロボットやこれを活用し確立を目指す技術体系に先進性があり、普及促進に向け支援が必要な技術か。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 先進性が認められる技術である=5ポイント ・ 既に広く普及している技術である=0ポイント 	5	
4 ロボット技術の普及可能性			
経済的普及性	ロボットの導入により得られる効果がロボットの導入価格（量産化後の販売価格）を上回ることが期待される技術であるか。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 十分に期待できる=5ポイント ・ 期待できない=0ポイント 	5	
波及性	本事業で導入するロボット技術やこれを活用した作業・技術体系について、実証地以外の様々な地域に普及する可能性を有しているか。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 多くの地域への普及可能性を有しており、十分な波及性が期待できる=5ポイント ・ 他地域への普及可能性が低く、波及性は期待できない=0ポイント 	5	

別添 1

補助事業における利益等排除の考え方

補助事業において、補助対象経費の中に事業実施主体の自社製品の調達又は関係会社からの調達分がある場合、補助対象事業の実績額の中に事業実施主体の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法如何に関わらず、補助事業の目的上ふさわしくないため、以下のとおり利益等相当分の排除を行うものとする。

1 利益等排除の対象となる調達先

事業実施主体が以下の（１）～（３）の関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、利益等排除の対象とする。

（１）事業実施主体自身

（２）100%同一の資本に属するグループ企業

（３）事業実施主体の関係会社（事業実施主体との関係において、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年11月27日大蔵省令第59号）第8条の親会社、子会社及び関連会社並びに事業実施主体が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいい、上記（２）を除く。以下同じ。）

2 利益等排除の方法

（１）事業実施主体の自社調達の場合

当該調達品の製造原価をもって補助対象額とする。

（２）100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって交付金対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

（３）事業実施主体の関係会社からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって交付金対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

注）「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明するものとする。また、その根拠となる資料を提出するものとする。